

## 社会福祉法人元気の里とから職員の職務専念義務免除規程

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とからの職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合において、理事長に届出て承認を受け、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 職員が、その職務と関連を有する他の法人又は地方公共団体の事業又は事務に従事する場合
- (2) 職員が、全国的・地域的な組織の代表として、スポーツ大会、文化的な集会等に出場するために当該団体より出場についての依頼があった場合
- (3) 職員がその有する能力及び資格を活用した、講演・講師・指導者などの教育活動などを依頼された場合
- (4) その他特別の理由のある場合

第3条 職務に専念する義務が免除される期間は、免除される事由が消滅するまでとし、1年を超えないものとする。継続して免除される必要があるときは再度承認を受けなければならない。

(委任)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

職員の職務専念義務免除申請書

提出日 平成 年 月 日

社会法福祉人元気の里とかち理事長 様

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

下記のとおり職務に専念する義務の免除について承認願いたく申請します。

記

○職務専念義務免除の内容（該当項目を選択）

- (1) 職員が、その職務と関連を有する他の法人又は地方公共団体の事業又は事務に従事する活動
- (2) 職員が、全国的・地域的な組織の代表として、スポーツ大会、文化的な集会等に出場するために当該団体より出場についての依頼があった活動
- (3) 職員がその有する能力及び資格を活用した、講演・講師・指導者などの教育活動などを依頼された活動
- (4) その他特別の理由のある活動

○具体的内容（研修や事業の内容、開催地等記載、関連資料添付で省力可能）

○免除期間及び免除時間（研修や事業の内容、開催地等記載、関連資料添付で省力可能）

【期間】平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

【時間】 時 ～ 時まで

○その他

【法人事務局決定欄】

承認する 承認しない

理事長 本部長 理事 担当

承認年月日 年 月 日